**参　考　経過措置対象者について**

現在、国の関係通知により一定の要件のもとでたんの吸引等を行っている方（実質的違法性阻却）は、今年度中に都道府県知事の認定を受ければ平成24年４月１日以降、引き続き、必要な知識及び技能を修得している範囲において、たんの吸引等の提供が可能です。

認定について具体的な手続きは、今後お示しします。

国の関係通知

1. 「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」

（平成15年７月17日医政発第0717001号厚生労働省医政局通知）

②　「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」

（平成17年3月24日医政発第0324006号厚生労働省医政局通知）

③ 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」

（平成16年10月20日医政発第1020008号厚生労働省医政局通知）

　　　　　④ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」

（平成22年４月１日医政発第0401第17号）

◆例えば①又は②の通知に基づいてたんの吸引を実施している者については、

・　通知の範囲に含まれていない経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

・　たんの吸引であっても通知に基づいて実施している以外の行為（口腔内のたんの吸引を行っていた者が同じ利用者に対して新たに気管カニューレ内部のたんの吸引を行う場合等）

・　通知に基づいて介護職員等によるたんの吸引の実施に同意を得た利用者とは別の利用者に対してたんの吸引等を実施する場合

は、経過措置の対象とはならないため、これらの行為を実施する場合には新たに研修をうける必要がある。

(H23.10.31厚生労働省障害保健福祉主管課長会議資料抜すい

ワムネット京都府センタ－（H23.11.28）掲載)